横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱

 制　　定　平成21年４月１日　 こ地第506号（副市長決裁）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　最近改正　平成30年２月１日　　こ子第991号（局長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、認可外保育施設が実施する乳幼児の一時預かり事業に予算の範囲内で補助金を交付することにより、子育てに伴う養育者の身体的、精神的負担の緩和及び多様な働き方に応じた一時預かり事業を提供することで保育所待機児童の減少を図ることを目的とする。

２　認可外保育施設が実施する一時預かり事業についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

　(1) 認可外保育施設

　　　乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年３月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」を満たしており、市長に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の２に規定する届出をしている施設

　(2) 一時預かり事業

　　　法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業及びこれに準じる一時預かり事業

　(3) 単独型実施施設

　　　認可外保育施設において一時預かり事業を実施する施設

　(4) 併設型実施施設

　　　小規模保育事業を実施する場所に併設して一時預かり事業を実施する施設

（補助対象事業者の範囲）

第３条　この要綱における補助対象事業者は、こども青少年局長が補助事業者として選定した者とする。

２　補助対象事業者の選定方法については、こども青少年局長が別に定める。

（留意事項）

第４条　補助対象事業者は、この事業の実施にあたっては、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

　(1) この事業を利用しようとする養育者（以下「利用者」という。）が事業を利用するに至った事情を斟酌し、利用者に対して精神的な負担を与えないような応対に努めるとともに、その利用者が子育てに関して問題を抱えていると判断するときは、福祉保健センター等の関係機関と連携して、必要とする福祉サービスに繋げるよう努めること。

　(2) 横浜市が実施する一時預かり事業の社会的理解を進めるための広報啓発に積極的に協力すること。

　(3) 利用者の育児に対する相当の疲労・負担感があると窺われ、早急にこれらの軽減を図る必要があるなど緊急に対応すべきニーズがあると認められる場合には、できる限りその利用ができるよう、当事業の基準を満たしたうえで、臨時的に定員を超えて預かりを行う等柔軟な対応に努めること。

　(4) 横浜市が実施する一時預かりサービスの待機児童解消効果の検証に協力すること。

（対象児童）

第５条　この事業において、一時預かりの対象とする児童は、次の各号に定める要件すべてに該当する児童とする。

　(1) 横浜市内に居住していること。

　(2) 生後57日以上で小学校就学前であること。

２　併設型実施施設においては、前項第２号の規定に関わらず、地域のニーズ及び安全な保育の確保等のため、生後57日以上満３歳児未満に限定することができる。

（利用登録及び利用申込）

第６条　利用者は、この事業を利用するために、あらかじめ補助対象事業者に対し利用登録申請をしなければならない。

２　利用者は、この事業を利用する際には補助対象事業者に利用申込をしなければならない。

３　補助対象事業者は、前項に規定する利用申込の期限を、利用者が利用しようとする日の概ね２日前から５日前の間で定め、これを明らかにしておかなければならない。

４　補助対象事業者は、原則として、第２項に規定する利用申込を受ける際に、その利用目的を理由として利用申込を拒んではならない。

（定員）

第７条　この事業により同時に一時預かりを行う児童の定員は次の各号に定めるとおりとする。

 (1) 単独型実施施設　15人

　 (2) 併設型実施施設　６人から15人までの間で定めた人数

２　前項に規定する定員の運用について、毎週定期的、継続的に利用する利用者のため、利用予約を入れる対象とできる定員の数は、全定員数の概ね３分の２以下とする。

（実施施設）

第８条　補助対象事業者は、この事業を実施するにあたって、事業を実施するための専用の保育室（以下「保育室」という。）として、定員1人あたり3.3㎡以上を確保しなければならない。

２　横浜保育室事業実施要綱（平成９年４月１日福保推第18号）第２条第１号に規定する横浜保育室として認定された施設を、前項に規定する保育室とすることは認められない。

（事業の実施日及び実施時間）

第９条　この事業は、原則として、次の各号に掲げる日を除き毎日実施しなければならない。

　(1) 土曜日、日曜日

　(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日

　(3) １月２日、１月３日及び12月29日から12月31日まで

　(4) その他、市長が認める日

２　前項第４号に基づき事業を実施しない日については、必ず事前に市長に届出をするとともに、利用者に対して周知をしなければならない。

３　この事業の実施時間は、次の各号に定めるとおりとする。

　(1) ８時間実施施設

　午前10時から午後３時までを含む連続した８時間

　(2) 11時間実施施設

　午前７時30分から午前8時30分までの間に開始して連続した11時間

（利用限度）

第10条　この事業において、利用者が１か月の間に児童を預けることができる上限は、児童1人につき１月あたり120時間とする。ただし、１月あたり15日を超えて預けることはできない。

（利用料）

第11条　補助対象事業者は、第９条第３項に基づき定める実施時間内において、利用者から１時間あたり300円を上限として利用料を徴収することができる。

２　補助対象事業者は、前項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、利用者からおやつ代など、第13条に定める補助対象経費以外の実費相当額を徴収することができる。

３　補助対象事業者は、第６条第２項に規定する利用申込をした利用者が、実際には利用しなかった場合には、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料の額を上限として、利用者から違約金を徴収することができる。

４　補助対象事業者は、利用回数や利用時間に応じた月額料金を設定することができる。ただし、１時間あたり300円を超える料金設定にしてはならない。

（職員配置基準等）

第12条　実施施設の職員は、子育てに十分な知識と経験を有する者とし、利用児童３人に対して職員１人を配置しなければならない。また、利用児童の人数に応じて配置する職員のうち、その２分の１以上は保育士の資格を有する者でなければならない。

２　実施施設には、利用児童数にかかわらず常時少なくとも保育士資格を有する者を含む２人の職員を配置しなければならない。

３　補助対象事業者は、横浜市等が開催する研修に職員を参加させるよう努めなければならない。

（補助対象経費）

第13条　補助の対象となる経費は、この事業の実施に要する経費で、別表１に掲げる経費とする。

２　補助金額は、別表１の右欄に基づき算定した金額及び別表２により算出した金額とする。

３　月の途中で事業を開始又は廃止した場合は、その月を補助の対象とする。

（交付申請）

第14条　補助金規則第５条第１項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、毎年度４月の末日とする。ただし、年度途中に事業を開始する場合は、その都度市長が定める日とする。

２　補助金規則第５条第１項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書（第１号様式）を用いなければならない。

３　補助金規則第５条第２項の規定により前項の申請書に添付する書類は、次の各号に規定する様式を用いなければならない。

　(1) 補助金規則第５条第２項第１号に基づく書類

　　　事業計画書（第２号様式）

　(2) 補助金規則第５条第２項第３号に基づく書類

　　　収支予算書（第３号様式）

４　補助金規則第５条第２項第５号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、実施施設の賃貸借契約書の写し、事務負担加算の積算内容が確認できる書類、法人の運営状況がわかる書類、設備助成に係る見積書の写し及び仕様書、開設準備加算に係る見積書の写し及び仕様書とする。

（交付決定通知）

第15条　補助金規則第８条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（交付申請事項の変更）

第16条　補助金規則第７条の規定により、補助対象事業者が交付決定額にかかわる交付申請事項の変更等をしようとするときは、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更申請書（第５－１号様式）及び添付書類を提出しなければならない。

２　前項の規定に基づく申請により、補助金交付決定の変更を行う必要があるときは、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更通知書（第６号様式）により通知するものとする。

３　交付決定額にかかわらない事業内容の変更が生じたときは、横浜市乳幼児一時預かり事業内容変更届出書（第５－２号様式）によりすみやかに市長に届け出なければならない。

（申請の取下げの期日）

第17条　補助金規則第９条第１項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の通知を受けた日から起算して10日後の日とする。

（状況報告）

第18条　補助対象事業者は、月ごとの実施状況を、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第19条　補助金規則第14条第１項の規定により補助対象事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める書類を用いなければならない。

　(1) 補助金規則第14条第１項第１号に基づく書類

　　　横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書（第７号様式）及び年間の利用実績が確認できる資料

　(2) 補助金規則第14条第１項第２号に基づく書類

　　　収支決算書（第８号様式）

２　補助金規則第14条第5項第1号の規定にかかわらず、市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、事務負担加算の実績が確認できる書類、設備助成に係る経費の支出を証する領収書等の書類の写し及び開設準備加算に係る経費の支出を証する領収書等の書類の写しとする。

３　補助対象事業者は、この事業の運営にかかる支出額が補助金及び利用者から徴収した利用料等の合計額を下回る場合は、その差額を返還しなければならず、次年度に繰り越すことはできない。

（補助金額の確定通知）

第20条　補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金確定通知書（第９号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第21条　この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、補助金規則第17条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することとし、原則として四半期ごとに概算払いにより交付する。

（補助金交付の請求）

第22条　補助金規則第18条第１項の規定による補助金の交付の請求に用いる書類は、横浜市乳幼児一預かり事業補助金請求書（第10号様式）とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第23条　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら

消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

（財産の処分の制限）

第24条　補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間告示（平成20年７月11日厚生労働省告示第384号）に規定する期間とする。

（関係書類の保存期間）

第25条　補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、５年とする。

（委任）

第26条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

（施行期日）

　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、平成21年７月31日から施行する。ただし、第22条及び第23条の規定は、平成21年４月１日から適用する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、第22条及び第23条の規定を除き、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

　この要綱は、平成21年９月７日から施行する。

　附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成22年９月1日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、改正後の交付要綱に基づく補助金の交付申請に基づき、既に交付決定している補助金の一部を変更し、改正後の交付要綱に基づき補助金を交付することができる。

　（補助対象事業者における実施類型の変更）

３　この要綱の施行に伴い、既に事業を実施している補助対象事業者の実施類型を別表１のとおり定める。

附則

（施行期日）

　この要綱は、平成22年10月１日から施行する。

　附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、第22条及び第23条の規定を除き、なお従前の例による。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

　附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、第22条及び第23条の規定を除き、なお従前の例による。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際、平成25年度補助金の申請にかかる横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書（第１号様式）については、なお従前の例による。

附則

　（施行期日）

　この要綱は、平成26年６月27日から施行する。

附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成27年１月８日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設への第８条第１項の規定の適用については、当分の間、同項中「3.3㎡」とあるのは「1.98㎡」とする。

３　この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設の職員の配置についての第12条第２項の規定の適用については、当分の間、同条第２項中「保育士の資格を有する者」とあるのは「保育士又は看護師の有資格者」と、「２分の１以上」とあるのは「３分の１以上」とする。

４　この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設に対する補助金額についての別表２の規定の適用については、平成27年３月31日までの間、家賃助成について同表中「9,900円」とあるのは「9,000円」、利用時間加算について同表中「480円」とあるのは「460円」と、「520円」とあるのは「500円」とする。

附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成27年３月２日から施行する。ただし、別表２及び３の変更については、平成27年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成27年１月８日までに事業を開始した施設に対する補助金額についての別表２の規定の適用については、当面の間、家賃助成について同表中「9,900円」とあるのは「9,000円」、利用時間加算について同表中「490円」とあるのは「470円」と、「540円」とあるのは「520円」とする。

附則

　（施行期日）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附則

　（施行期日）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附則

　（施行期日）

この要綱は、平成28年８月17日から施行する。

附則

　（施行期日）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附則

　（施行期日）

この要綱は、平成29年10月１日から施行する。

附則

　（施行期日）

この要綱は、平成30年２月１日から施行する。

別表１（第13条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 補助対象経費 | 補助金額 |
| 基本助成 | 第12条第２項に定める常時配置すべき職員に係る人件費等並びに保育に要する光熱水費、消耗品費、備品購入費、及びその他事務費（以下「事業費等」という。） | ８時間実施施設 | 月額単価433,900円に事業の実施月数を乗じた額 |
| 11時間実施施設 | 月額単価566,200円に事業の実施月数を乗じた額 |
| 家賃助成 | 実施施設の賃借に係る賃借料（管理費及び共益費を含む） | 月額賃借料に事業の実施月数を乗じた額。ただし、定員に9,900円及び実施月数を乗じた額を上限とする。 |
| 設備助成 | 実施施設の維持管理のために必要な修繕、設備の設置及び交換等に要する経費 | 定員11人から15人の場合は年間100,000円を上限に、定員６人から10人の場合は年間60,000円を上限に、必要と認める額 |
| 利用時間加算 | 基本助成において人件費を助成した職員が行う保育の時間を超えて、保育を行った場合に要する職員の人件費等及び事業費等 | ８時間実施施設 | １日につき、その日の総利用時間から48時間を差し引いた時間に、490円を乗じた額。 |
| 11時間実施施設 | １日につき、その日の総利用時間から66時間を差し引いた時間に、540円を乗じた額。 |
| 利用時間加算の対象となる時間に、１時間に満たない時間がある場合には、当該時間が30分以上の場合には１時間とみなし、30分に満たない場合にはこれを切り捨てる。なお、１日につき、その日の総利用時間が定員に実施時間を乗じた時間を超えた場合は、当該月の実施時間枠の範囲内において、利用時間加算の対象とする。 |
| 事務負担加算 | 乳幼児一時預かり事業における受付事務等、事業を円滑に実施するために必要な事務費等 | 1か月につき、1日当たりの平均延べ預かり児童数及び平均総利用時間に応じて、別表２に定める額。ただし、８時間実施施設においては、１か月あたりの事務負担加算額は154,160円を上限とする。 |
| 開設準備加算 | 乳幼児一時預かり事業実施施設の新規開設のために必要な修繕、設備の設置及び交換等に要する経費並びに消耗品及び備品の購入に要する経費 | 定員に20,000円を乗じた額を上限とする。ただし、申請初年度に限る。 |

別表２（第13条第２項）

|  |  |
| --- | --- |
| 1日当たりの平均延べ預かり児童数 | 総利用時間（日平均／１か月につき） |
| 100時間以上 | 90時間以上100時間未満 | 80時間以上90時間未満 | 70時間以上80時間未満 | 60時間以上70時間未満 | 60時間未満 |
| 15人以上 | 211,970円（８時間実施施設においては154,160円） | 154,160円 | 92,490円 | 61,660円 | 30,830円 |
| 13人以上15人未満 |  | 154,160円 | 92,490円 | 61,660円 | 30,830円 |  |
| 11人以上13人未満 | 154,160円 | 92,490円 | 61,660円 | 30,830円 |  |
| 9人以上11人未満 | 92,490円 | 61,660円 | 30,830円 |  | 15,410円 |
| 9人未満 | － | － | 加算なし |

第１号様式（第14条第２項）

年　　月　　日

横浜市長

所在地

法人名

(個人の場合は施設名を記入)

役　 職　 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書

　　　　年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金の交付を受けたいため、次のとおり申請します。

１　実施施設名

２　実施類型

　　単独型実施施設　・　併設型実施施設　・　経過措置（25年度までに事業を開始した施設）

３　申請額

　　　　　　　　　　　円

　（内訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 単　　価① | 実施予定月数又は時間② | 補助申請額③〔①×②〕 |
| 基本助成 | 月額　　　　　　円 | か月 | 円 |
| 家賃助成 | 月額　　　　　 円 | か月 | 円 |
| 設備助成 | 年額　　　　　　円 | 通年 | 円 |
| 利用時間加算 | １時間につき　　　円 | ４～６月 | 時間 | 円 |
| ７～９月 | 時間 | 円 |
| 10～12月 | 時間 | 円 |
| １～３月 | 時間 | 円 |
| 合計 | 時間 | 円 |
| 事務負担加算 | 補助要綱別表２のとおり | か月 | 円 |
| 開設準備加算 | 年額　　　　　　円 | 通年 | 円 |

４　添付書類

　(1) 事業計画書（第２号様式）

　(2) 収支予算書（第３号様式）

(3) 乳幼児一時預かり事業補助額算出表

(4) 実施施設の賃貸借契約書の写し

(5) 設備助成に係る見積書の写し及び仕様書（設備助成を申請する時のみ提出）

(6)　開設準備加算に係る見積書の写し及び仕様書（開設準備加算を申請する時のみ提出）

(7) 申請者の貸借対照表

(8) 申請団体の定款及び履歴事項全部証明書（登記謄本の写し、個人の場合は不要）

(9) 申請団体の役員名簿（個人の場合は不要）

(10) 前年度の認可外保育施設立入調査の結果通知等関係書類の写し

(11)　在籍している職員の名簿

※ただし、開設準備加算のみを申請する場合の添付書類は(1)、(2)及び(6)とする。

第２号様式（第14条第３項第１号）

事業計画書

１　実施施設名

２　実施施設の所在地

３　事業実施期間

　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

４　実施時間

　　　　　　８時間実施施設　・　11時間実施施設

　　　　　　　　時　　　分　～　　　時　　　分

５　実施時間内の利用料金

６　事業の定員

　　　　　　　　人

７　当事業で専有する保育室の面積

　　　　　　　　㎡

８　施設設備設置・修繕等実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 実施計画（設備名称、実施計画概要を記載すること） | 支出予定額（円） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　　※見積書の写し及び仕様書を添付すること

９　開設準備等実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 実施計画（名称、実施計画概要を記載すること） | 支出予定額（円） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※見積書の写し及び仕様書を添付すること

【裏面に続く】

１０　実施施設の平面図

|  |
| --- |
|  |

※当事業で専有する保育室を囲い、面積が算出できるよう、保育室の寸法を記載してください。第３号様式（第14条第３項第２号）

収支予算書

 実施施設名

【収入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 内訳（積算） |
| 横浜市一時預かり事業補助金 |  |  |
| 利用料金等 |  |  |
| その他自己資金 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

【支出】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 内訳（積算） |
| 賃借料 |  |  |
| 人件費 |  |  |
| 光熱水費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 備品購入費 |  |  |
| 通信費 |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |
| 保険料 |  |  |
| 設備設置・修繕費 |  |  |
| 開設準備費 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

第４号様式（第15条）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

横浜市長

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付で申請のあった横浜市乳幼児一時預かり事業補助金について、次のとおり交付します。

１　実施施設名

　２　交付決定額

　　　　　　　　　　　円

（内訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 単価① | 実施予定月数または時間　② | 補助申請額③〔①×②〕 |
| 基本助成 | 月額　　　　円 | か月 | 円 |
| 家賃助成 | 月額　　　　円 | か月 | 円 |
| 設備助成 | 年額　　　　円　　　　　　 | 通年 | 円 |
| 利用時間加算 | １時間につき　　円 | ４～６月 | 時間 | 円 |
| ７～９月 | 時間 | 円 |
| 10～12月 | 時間 | 円 |
| １～３月 | 時間 | 円 |
| 合計 | 時間 | 円 |
| 事務負担加算 | 補助要綱別表２のとおり | 　か月 | 円 |
| 開設準備加算 | 年額　　　　円 | 通年 | 円 |

３　補助金交付の方法、時期及び金額

　　補助金は、下表に定める四半期分ごとの経費を、それぞれの支払月に概算払します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 四半期 | 基本助成 | 家賃助成 | 設備助成 | 合計金額 | 支払月 |
| 利用時間加算 | 事務負担加算 | 開設準備加算 |
| ４～６月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| ７～９月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| 10～12月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| １～３月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| その他 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |

　【裏面に続く】

　４　交付条件

(1) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書で申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

(4) 横浜市乳幼児一時預かり事業実施のために使用し、他の用途に流用しないでください。

(5) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第19条第１項各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(6) 必要があると認めるときは、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴する場合があります。

(7) 事業完了後、速やかに横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書（第７号様式）を提出してください。設備助成、利用時間加算及び事務負担加算は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績に基づいて補助金額を変更することがあります。その他、実績内容により、交付決定額を修正する必要があると認められる場合には、交付決定額を変更することがあります。

(8) 交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払済みの補助金額が上回ることとなった場合には、当該余剰金を返還してください。

　　(9) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第23条の規定に基づき、この補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

第５－１号様式（第16条第１項）

年　　月　　日

横浜市長

所在地

法人名

(個人の場合は施設名を記入)

役　 職　 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更申請書

　　　　年　　月　　日付こ子第　　　号をもって補助金の交付決定をされた標記事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、申請します。

１　実施施設名

２　交付決定変更申請額

　　　　　　　　　　　円

　　(交付決定済額　　　　　　　　　円)

　　(変更理由及び内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

 （内訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 単　　価① | 実施予定月数又は時間② | 補助申請額③〔①×②〕 |
| 基本助成 | 月額　　　　　　 円 | か月 | 円 |
| 家賃助成 | 月額　　　　　 円 | か月 | 円 |
| 設備助成 | 年額　　　　　　 円 | 通年 | 円 |
| 利用時間加算 | １時間につき 円 | ４～６月 | 時間 | 円 |
| ７～９月 | 時間 | 円 |
| 10～12月 | 時間 | 円 |
| １～３月 | 時間 | 円 |
| 合計 | 時間 | 円 |
| 事務負担加算 | 補助要綱別表２のとおり | か月 | 円 |
| 開設準備加算 | 年額　　　　　　円 | 通年 | 円 |

３　添付書類

 (1) 事業計画書（第２号様式）

 (2) 収支予算書（第３号様式）

 (3) 乳幼児一時預かり事業補助額算出表

 (4) 設備助成に係る見積書の写し及び仕様書（設備助成を申請する時のみ提出）

(5)　開設準備加算に係る見積書の写し及び仕様書（開設準備加算を申請する時のみ提出）

第５－２号様式（第16条第３項）

　　年　　月　　日

横浜市長

所在地

法人名

(個人の場合は施設名を記入)

役　 職　 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

横浜市乳幼児一時預かり事業内容変更届出書

　標記について、事業内容に変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

１　実施施設名

２　変更年月日

　　　　　　年　　月　　日

３　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

　　備考

　　必要に応じて書類を添付してください。

第６号様式（第16条第２項）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　横浜市長

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更通知書

　　　　　年　月　日付こ子第　　号をもって交付決定した標記補助金について、次のとおり変更したので通知します。

１　実施施設名

　２　変更額

　　　　　　　　　　円

　　　決定済額　　　　　　　円

　　　　 差引　　　　　　　円

３　補助金交付の方法、時期及び金額

　　補助金は、下表に定める四半期分ごとの経費を、それぞれの支払月に概算払する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 四半期 | 基本助成 | 家賃助成 | 設備助成 | 合計金額 | 支払月 |
| 利用時間加算 | 事務負担加算 | 開設準備加算 |
| ４～６月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| ７～９月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| 10～12月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| １～３月分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |
| その他 | 円 | 円 | 円 | 円 | 月 |
| 円 | 円 | 円 |

　４　交付条件

(1) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書で申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

(4) 横浜市乳幼児一時預かり事業実施のために使用し、他の用途に流用しないでください。

(5) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第19条第１項各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(6) 必要があると認めるときは、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴する場合があります。

(7) 事業完了後、速やかに横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書（第７号様式）を提出してください。設備助成、利用時間加算及び事務負担加算は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績利用時間に基づいて補助金額を変更することがあります。その他、実績内容により、交付決定額を修正する必要があると認められる場合には、交付決定額を変更することがあります。

(8) 交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払済みの補助金額が上回ることとなった場合には、当該余剰金を返還してください。

(9) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第23条の規定に基づき、この補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

第７号様式（第19条第１項第１号）

年　　月　　日

横浜市長

所在地

法人名

(個人の場合は施設名を記入)

役　 職　 名

代表者名　　　　　　　　　　印

横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日に交付決定された横浜市乳幼児一時預かり事業の実績について、次のとおり報告します。

１　実績報告の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 実施施設名 |  |
| 事業実施期間 | 　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 事業実施総日数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　日間 |
| 事業の定員 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 総利用時間 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |
| 延べ預かり児童数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 利用時間加算対象時間の合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |
| 事務負担加算 | 実績は別紙のとおり |

　※添付資料に基づいた数値を記入すること。

２　設備助成実績報告

|  |  |
| --- | --- |
| 実施結果（設備名称、実施内容等を記載すること） | 支出額（円） |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 計 | 円 |

３　開設準備加算実績報告

|  |  |
| --- | --- |
| 実施結果（名称、実施内容等を記載すること） | 支出額（円） |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 計 | 円 |

４　添付書類

　　(1)　年間の利用実績が確認できる資料

　　(2)　収支決算書（第８号様式）

　　(3)　乳幼児一時預かり事業補助額算出表

(4)　設備助成に係る支出の確認できるもの（領収書の写し、設備助成を申請している場合のみ）

　　(5)　開設準備加算に係る支出の確認できるもの（領収書の写し、開設準備加算を申請している場合のみ）

第８号様式（第19条第１項第２号）

収支決算書

 実施施設名

【収入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 内訳（積算） |
| 横浜市一時預かり事業補助金 |  |  |
| 利用料金等 |  |  |
| その他自己資金 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

【支出】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 内訳（積算） |
| 賃借料 |  |  |
| 人件費 |  |  |
| 光熱水費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 備品購入費 |  |  |
| 通信費 |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |
| 保険料 |  |  |
| 設備設置・修繕費 |  |  |
| 開設準備費 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

第９号様式（第20条）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　横浜市長

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金確定通知書

　　　　　年　　月　　日こ子第　　　号により交付決定した　　　年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金については、　　　　年　　月　　日横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

１　実施施設名

　２　交付確定額

　　　　　　　　　円

（内訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | 単　　価① | 実施月数又は時間② | 計〔①×②〕 |
| 基本助成 | 月額　　　　円 | か月 | 円 |
| 家賃助成 | 月額　　　　円 | か月 | 円 |
| 利用時間加算 | １時間につき　　　円 | 時間 | 円 |
| 事務負担加算 | 補助要綱別表２のとおり | か月 | 円 |
| 設備助成 | 年間　　　　　円 | 通年 | 円 |
| 開設準備加算 | 年間　　　　　円 | 通年 | 円 |
| 余剰額 | 収支決算書のとおり | ― | ▲　　　　　　　円 |
| 交付確定額 | 　　　　　　　　円 |

３　交付決定済額を変更し、確定した場合の理由

第10号様式（第22条）

年　　月　　日

　横浜市長

 所在地

 法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(個人の場合は施設名を記入)

役 職 名

 代表者名 印

横浜市乳幼児一預かり事業補助金請求書（　　　月～　　　月分）

　　　　　　　年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金として、次のとおり支払いを請求します。

１　請求額

　　　　　　　　　円

２　実施施設名

３　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名支店名 |  |
| 口座種別 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| ふりがな |  |
| 口座名義人 |  |

　　※注：本請求書には、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定通知書（第４号様式）又は

　　　　　横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更通知書（第６号様式）の写しを添付すること。

第11号様式（第23条）

 年　　月　　日

横浜市長

 所在地

 法人名

 代表者職氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　　　年　　月　　日付こ子第　　　号により交付決定を受けた、　　　　年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

１　横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第20条に基づく額の確定額

 　　　　円

２　消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

　(1)　積算内訳報告書

　(2)　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

 (3)　課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

第11号様式(別紙)

積算内訳報告書

１　施設名

２　代表者職氏名

３　施設の所在地

４　補助事業名　　横浜市乳幼児一時預かり事業

５　横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第20条に基づく額の確定額

６　概要